

翻 訳

中国における貿易の国家独占制を めぐる論争（Ⅴ）

対外貿易の国家独占制概念とその現実的意義*

王 寿 椿 著
片 岡 幸 雄 訳

わが国の対外貿易体制改革の深化にともなって、レーニンの対外貿易の国家独占制の理論は益々重視にされるようになり、広汎な議論を引き起こした。議論の過程で見解の分かれるのは避けがたく、意見はいくつかに分かれた。これらの相違は元をたどれば対外貿易の国家独占制概念に対する認識と理解の相違と屢々関連をもっている。したがって、対外貿易の国家独占制概念に対する認識が統一されれば、その他の問題、例えば対外貿易の国家独占制概念に現実的意義があるか否かなどといった認識においても見解の一致が見出しやすいと思われる。

—

対外貿易の国家独占制とは一体何なのか？ ソ連で出版された「経済学教科書」の概念では、「対外貿易にかんするすべてのとくべつの業務は、国家機関である外国貿易省の手に集中されている」（中国語翻譯本，下冊，人民出版社，597～598頁。ソ同盟科学院経済学研究所著，マルクス・レー

* 王 寿椿『談談対外貿易壟断制的概念及其现实意義』，「国際貿易問題」，1984年第4期掲載論文。

ニン主義普及協会訳「経済学教科書」, 第四分冊, 合同出版社, 1955年, 875頁), と述べられている。具体的なやり方は, スターリン時代から, 対外貿易活動はソ連対外貿易部所属の対外貿易専門会社にすべてに集中して, 一定の商品目録に合わせて経営範囲を決めるという方法であった。われわれは, これを「完全独占」と呼び, 多くは対外貿易の国家独占制概念をこのようなものとして理解している。

ルーマニアの「対外貿易・経済及び科学技術協力活動法」の第2条の規定では, 「ルーマニア社会主義共和国の対外貿易は, 国家が独占的にこれを行う」と規定されており, 第7条の規定では, 「対外貿易業務は, 直接に工業センター, センター規定に定められた権限をもつ単位, その他の生産単位で授権された技術サービス業務あるいは建設項目を担当する単位, 対外貿易専門会社がこれを行う」(国外外貿管理体制105~106頁)となっている。ここで対外貿易業務に従事するとされている単位には外貿専門会社のみではなく, 工業センターや生産単位も含まれている。それは決して対外貿易専門会社の「完全独占」ということではないということがわかる。

ハンガリーの「対外貿易法」の第1条の中では「対外貿易は国家が独占的にこれを行うこととする」と宣言されている。対外貿易の国家独占にかんする彼等の解釋は, 「対外貿易の国家独占とは, 対外貿易部あるいは外貿専門会社の独占ということを決して意味しない。つまり, 何らかの組織がそれを独占するという意味ではなく, 独占権が部長会議に属するということである。国家独占は対外貿易部の独占ということではないが, 部長会議が独占的権限の行使を対外貿易部に与えるということである。外貿活動に参加する単位は, 工業部の管轄であろうと農業部管轄のものであろうと, 対外貿易活動の中では必ず対外貿易部の統一指示に従わなければならない」(ハンガリー対外貿易部条法司副司長パンレ・チャポール氏の対外貿易立法問題の談話), ということである。具体的に貿易を行うのは対外貿易部所属の対外貿易専門会社の外に, 他の部所属生産企業, 対外貿易専門会社と生産企業とが連合して設立した対外貿易会社などである。ハンガ

リーでは対外貿易專業会社の「完全独占」などでは決してない。

わが国理論学界の対外貿易の国家独占制に関する理解は、次のようなものである。「対外貿易の国家独占制とは、全人民所有制の基礎の上に立って、すべての対外貿易が社会主義国家によって統一的に管理、経営される制度を指す」（許濂新「政治経済学辞典」）。「ソ連のすべての対外貿易の国有化された制度」（「辞海」経済分冊）。こういったものである。このような概念からすれば、対外貿易の国家独占制を、対外貿易部所属対外貿易專業会社の「完全独占」と結論することはできない。

二

同一の事柄でも立場、観点、方法が異なれば、認識や理解も異なってくるのは当然で、結論も異なってくる。対外貿易の国家独占制を統一的に認識するためには、正確にこの概念を理解していかなければならない。それには、レーニンの対外貿易の国家独占制に関する論断の中から探していくほかはない。1918年4月22日レーニン自らサインした「対外貿易の国有化について」という法令の中ではつぎのように規定されている。

- ① 対外貿易のすべてを国有化する。外国政府並びに外国の貿易企業との各種商品（採掘業、加工業及び農業産品等）取引は、特別に授権された機関がロシア共和国を代表してこれを行う。これらの機関以外いかなる機関も外国と輸出入を行うことを禁ずる。
- ② 国有化された対外貿易の管理機関は工商業人民委員部とする（〔ソ連〕「法令匯編」、1918年第33期）。

これこそ、対外貿易の国家独占制である。

これは対外貿易の国有化で、対外貿易の国家独占制ではないと言う人もいるかもしれない。確かに、「対外貿易の国有化について」という法令の中では、文言上からも、内容上からも、「対外貿易の国家独占制」という名詞は全く出てこない。これがはじめて出てくるのは1922年3月13日に公布された法令の中である。この法令の第1条の規定では、「ソ連の対外貿

易は国家独占制とする」（「ソ連法規滙編」, 1922年第24期, 266頁）, となっている。一般的には、「国有化」と「国家独占制」とは全く異なった概念である。

しかし、上記の2つの法令の中ではこの2つの言葉は同じ内容を含んでいる。例えば、後者の規定では、対外貿易の国家独占制は対外貿易人民委員部により実施され、特定の組織に独自に輸出入業務に携わることをみとめる許可証が発給される、などとなっている。これからもわかるように、ここでの概念は同一のものである。また、前後に公布されたあらゆる立法文献の中でも、対外貿易の「国有化」と「独占制」を区別した条項は見当たらない。したがって、1918年に出された「対外貿易の国有化について」というあの法令は「独占制」という用語を使ってはいないが、実際にはそれは対外貿易の国家独占制を実施するということであると筆者はとらえている。これが先ず一つ理由である。

第二は、対外貿易の国有化法令が出される以前に、レーニンはすでに対外貿易の国家独占制の思想を提唱していたということである。1917年12月10日レーニンは、「財政及び経済における社会主義政策の実現」という手記の中で、対外貿易の国家独占制の問題について触れたことがある。1918年3～4月レーニンは、「ソヴェト権力の当面の任務」の中で、「すでに実施されている国家独占（穀物、皮革、その他の）を強化し、整備し、それによって、外国貿易の国家独占を準備するようにしなければならない」と指摘している。それからすぐに、4月22日対外貿易の国有化を実施した。したがって、対外貿易の国有化と対外貿易の独占制とは同一のことなのである。

第三に、対外貿易の国有化の法令が公布されてから「外国貿易の独占について—イ・ヴェ・スターリンにあてた手紙」を書くまでの間、レーニンは対外貿易の独占制の問題については何も書いていないが、このスターリン宛の手紙の中で対外貿易の国家独占制に触れて、「外国貿易の独占をも、協同組合をも建設しはじめた」（「列宁全集」, 第33巻, 338頁。ソ同盟共産

党中央委員会付属マルクス＝エンゲルス＝レーニン研究所訳「レーニン全集」，第33巻，大月書店刊，1965年，389頁），と明確に指摘している。このことから見て，レーニンは心中対外貿易の国有化法令の公布を，ソ連における対外貿易の国家独占制の確立と見做していたことがわかる。

第四に，実際に当時国有化された企業がソ連の対外貿易業務活動を独占していたわけであるから，対外貿易の「国有化」と「独占制」は概念的に統一されてきたのである。

第五に，ソ連及び国内外の辞典，教科書でも，1918年4月に公布された対外貿易の国有化法令を，対外貿易の国家独占制が実行されたメルクマールとしている。

以上の5点からみて，ソ連の対外貿易の国有化は取りも直さず対外貿易の国家独占制のことに間違いないと確信できる。われわれが対外貿易の国有化法令の内容を対外貿易の国家独占制の内容とみとめ，その上で両者をこの基礎の上に統一的にとらえるならば，これは誰にでも受け容れられよう。

上記の理解に基づくと，「対外貿易の全面的国有化」こそは対外貿易の国家独占制の最も重要な原則である，筆者はこのように考える。この原則に基づくと，対外貿易活動を行うのは全人民所有制の国营対外貿易企業でなければならない。その他の所有制の企業であってはならないのである。

「外国政府並びに外国貿易企業との各種商品の取引は，特別に授権された機関がロシア共和国を代表してこれを行う。これらの機関を除いては外国といかなる輸出入貿易を行うことも禁止する」。これが対外貿易の国家独占制の第二原則である。この原則にしたがえば，対外貿易活動に従事する企業は必ずや国から授権されるか，あるいは批准されたものでなければならない。それ以外のいかなる企業も外国との輸出入を行ってはならない。

「国有化した対外貿易を管理する機関は工業人民委員部である」。これが対外貿易の国家独占制の第三原則である。この原則にしたがえば，中央に特設された一つの部のみが統一指導，監督し，対外貿易企業及びその

活動を管理する。これは一つの部であって2つあるいは2つ以上の部であってはならない。

筆者の考えでは、対外貿易の国家独占制概念を具体的に表現した上記の3つの原則の中では、対外貿易業務は対外貿易部門の「完全独占経営」でなければならないと要求されてはいない。(もちろん「完全独占」も対外貿易の国家独占制の1つモデルであるが)。ただ、この3つの原則と合致していさえすれば、対外貿易の国家独占制が実行されているか、あるいは実質的に実行されているということなのである。この3つ原則から判断すれば、スターリンの時代のソ連の対外貿易はすべて全人民所有制の国営対外貿易企業が経営していた。これらの企業は対外貿易部によって創設され、授権また批准された。だから、それは対外貿易部直属の「完全独占」である。授権された対外貿易企業は、すべてソ連の対外貿易部の管理と指導の下に貿易活動を行う。当時ソ連では対外貿易の国家独占制が行われたから、われわれはそれを対外貿易の国家独占制の唯一のモデルと見做したことは事実である。

ルーマニアの対外貿易分野では、対外貿易専業公司、工業センター、生産企業が貿易業務に従事している。しかし、これらの企業はすべて全人民所有制の国営企業である。対外貿易専業公司は対外貿易国際経済合作部に所属し、工業センターと生産企業は各工業部に所属する。貿易業務を行う権限は、国が授権するかもしくは批准する。対外貿易活動については、対外貿易国際経済合作部の指導、管理をうけ、部の定めた対外貿易の方針なり、政策なりによって計画をたてる。輸出入については許可証が発行され、輸出入商品の価格幅も定められる。対外貿易に携わるすべての企業は必ずやこれを遵守して貿易活動を行わなければならない。極端な場合は、工業センターや生産企業の幹部の任命、転勤、解雇なども対外貿易国際経済合作部の同意を得なければならない。

ハンガリーの対外貿易業務は対外貿易専業公司、生産企業、連合貿易公司等によって行われている。これらの企業はすべて全人民所有制の企業

である。一部の企業は対外貿易部に所属するが、一部企業は工業部、農業・食品部、交通・通信部、商業部、文化部など18の部門に所属している。どの部に所属しようとも、その設立にかんしては、国から委託をうけた対外貿易部が審査、批准の全権をもつ。対外貿易部が批准しなかったものは貿易業務を行うことはできない。設立後は、撤廃についても対外貿易部が決定権をもつ。ハンガリー憲法の規定では、対外貿易部が授権された唯一の対外貿易管理機構であり、国を代表して対外貿易を管理する。輸出入商品に対しては全面的に許可証制度を実施し、すべての対外貿易企業の業務監督を行う。取扱商品がクロスする場合の調整制度や違反についての制度的な罰処が規定されている。また、対外貿易部は対外貿易企業の最高責任者の人選なども決めることになっている。

以上の3つの原則から判断すると、ルーマニアとハンガリーでは確かに対外貿易の国家独占制が実行された。それは「多頭経営」であり、「完全独占」ではない。ソ連においても、レーニンが対外貿易の全面的国有化宣言したその日から、対外貿易分野で「完全独占」が行われたわけではない。対外貿易業務は国家購入委員会もやったし、その他の部門の対外貿易公司も貿易を行った。その後も、引き続き対外貿易専業公司や各部門の対外貿易活動を行う国営経済組織、合作社組織も設立され、形式も柔軟多様であった。そしてこれらの組織は、レーニンの亡くなるまで存在していた。レーニン存命中の対外貿易はずっと「多頭経営」であり、「完全独占」だった事がない。したがって、対外貿易の国家独占制とは「完全独占」であり、その他のいかなるモデルもありえないというモデル認識上の固定観念から解放されなければ、レーニンの対外貿易の国家独占制の理論とその偉大な意味が根底的に正確に認識できないといえる。

理論上の原則性は実践の中では柔軟性が付与されなければならない。ソ連が対外貿易の国家独占制をはじめてから後、新経済政策の時期には、「われわれが自分の経済攻勢で、あまり遠く前進しすぎ、十分な基地を確保しなかった」（レーニン「共産主義インタナショナル第4回大会での報告」）

ので、暫く退却し、私営取引を許容しなければならなかった。この中には私営貿易も含まれる。その時期の対外貿易の中には、自国の私営企業であったのである。また、この時期には外資との共同経営の株式会社や外国の会社さえあったのである。もっとも、輸出入の貿易額の中に占めるウェイトはとるに足りない僅のものだった。こういったことを行った目的は、「力を蓄えてから攻勢にでて」、「国内の資本主義の残滓を消滅させる」(スターリン「聯共(布)党史簡明教程」, 315~316頁) ことにあった。この原則性と柔軟性の巧みな結合は、われわれが見習うに値しよう。今日われわれは、対外開放政策に転じて以後外国と合弁会社をやったり、外国と一緒にやるプロジェクトなどを推し進めている。こういったことは上述のことの学習の結果ともいえる。しかし、どこまで柔軟性をもってやるかは無原則的であってはならない。それは、原則の許す範囲を出てはならない。いかなる対外貿易企業の活動も必ずや対外経済貿易部の指導、監督、管理の下に行われなければならない。1922年ソ連の企業が許可なく、クリミヤから輸入貨物を購入したが、その行為は対外貿易の国家独占制を破壊するものだとされ、きびしい処分を受けることとなった。こういった面ではわれわれもこのようなやり方を堅持していかななくてはならない。

三

われわれは、レーニンの対外貿易の国家独占制の概念を正しく理解し、実践の中で原則性と柔軟性をうまく結びつけていってこそ、わが国の貿易体制改革に対する重要な現実的意味について一段とよく認識できるようになる。レーニンの対外貿易の国家独占制の原則に照らし、われわれは以下のように考える。

まず第一に、対外貿易の行政管理権は必ずや単一の対外貿易の全権管理機構を対外経済貿易部に集中し、統一指導と集中管理を実施していかなければならない。このことが当面以前にもましてより重要なことである。今日の国際貿易は以前にもまして益々集中と独占を特徴としてきている。特

に、多国籍企業の発展につれて、いくつかの商品は生産から販売まで国際的に連結した経営になっていっている。一般の中小企業も自らの利益からだんだんと連合するようになってきており、共同で協議し同業組合などの方式で組織化し、協調行動をとるようになってきている。彼等は、政府の集中的な統一管理の下でだんだんと対外競争力を強めてきている。その強大なライバルを前にして、われわれは統一指導と管理を強め、優位な力を集中していく外はない。このようにしてこそ、はじめてわれわれは戦に勝てるのである。そうでなければ、対外的に分散的で、輸出貨源の高値買急ぎや安値輸出、過当競争などの混乱現象を克服するのはとても難しく、長期的にみて損になるのは必至である。販売価格が安すぎると、わが国の商品の信用に影響し、「反ダンピング法」など法的紛争が起こる可能性がある。これはわが国の対外貿易の発展に影響を与えることにもなるし、国の大きな負担にもなり、四つの現代化を構築していく上で不利になる。したがって、対外貿易の統一指導と集中管理を強化していくことは極めて重要であり、対外経済貿易部には次のような権限が与えられなければならない。対外貿易にかんする法令、方針、政策や規則・制度などを検討、制定し、それを組織的に実施し、検査する権限、全国の対外貿易の長期計画と年度計画を組織的に編成し、その実施状況を監督し、検査する権限、国家を代表して政府間の貿易交渉を行い、貿易議定書を締結し、これを実施する権限、対外貿易企業の活動を監督する権限、統一的に輸出入許可書を審査、発給する権限、輸出入商品の割当と枠を統一的に配分し、集中管理する権限、各地・各部門の国外での展示会と国内の小型交易会などの開催に関する審査、批准権、国外に設ける商務機構の統一管理権、輸出入の管理、価格管理、顧客管理権、出国団の管理、地方の輸入発注管理などである。対外経済貿易管理と涉外規律に違反する者は厳しく検査し処罰しなければならない。

第二に、積極的な発展をはかるために、対外貿易業務の経営権を対外貿易専業公司だけでなく、各部門・各地域に所属する企業にも拡大すること

である。対外貿易の分野では対外経済貿易部所属の専門の対外貿易專業公司、各部門・各地域所属の対外貿易公司、また工貿結合あるいは工業を主とするかまたは貿易を主とする輸出公司、專業公司と大型企業が組織してできた連合対外貿易公司、同類の製品を生産する企業がつくった輸出連營公司、大型生産企業等々も対外貿易活動をしてよいことになっており、形式も多様で柔軟になっている。これらは、対外経済貿易部の統一指導と集中管理の下で、各法令と規定を厳格に守り、対外貿易の方針なり政策なりをきちんと実行していかなければならない。国家の輸出入計画任務を責任をもって達成し、契約を尊重し、信用を守っていくこと、特に対外信用の維持擁護には力を入れていかなければならない。規定された経営範囲内で独立採算を守り、各自の優位を存分に發揮して、経営を活性化し、企業の發展をはかっていかなければならない。

第三に、各々の対外貿易企業の設立、合併、撤廃は、必ずや対外経済貿易部が統一的に審査、批准を行わなければならないということである。どのような企業にでも、貿易活性化とか、積極性の發揮とかの口実だけで自由に貿易業務をやらせてはならない。対外経済貿易部の批准がなければ、貿易の経営をやらせてはならない。他の部門や地方には批准権を与えてはならない。この原則でやらないものは違法経営とみなし、取り締まらなければならない。対外貿易に従事する企業は、一定の条件をもっているものにかぎって営業が許されるということである。わが国の現在の状況の下では、対外貿易に携わることができる企業、特に輸出を行う企業には、私見では、以下のような基本条件がそなわっていなければならないであろう。

- (1) 取り扱う商品の品質が優れており、国際市場で競争力があること。
- (2) 一定の経営能力を有し、下達された対外貿易の計画任務を責任をもって完遂できること。
- (3) 必要な業務担当者や外国語のできる人員のあること。
- (4) 独立採算、損益自己負担ができること（あるいは国家の定額補助だけであとは損益自己負担可能なこと）。

- (5) 当該企業の系統主管部門あるいは省、市、自治区の同意がえられていること。

以上の条件をそなえた企業は、定款を作成し、対外経済貿易部に申請し、批准をえた後、直接貿易経営に従事することができるようにする。対外経済貿易部が批准する場合には、任務、経営の範囲、輸出入商品項目などを明確に規定していなければならない。もし企業が状況の変化によって条件が満たされなくなったような場合には、対外経済貿易部はその経営権を取り消す権限をもつものとする。現下の状況からすると、国内外の現有対外貿易企業も本気になって整理、整頓するなり、経営条件を満たさないものについては淘汰するなりして、国家利益を損う企業は取り締まり、貿易の経済効率と利益を高めていくようにしていかなければならない。